

1 権利擁護支援がなぜ必要なのか ・ 成年後見制度等について

2 計画策定の背景

- ・ 高齢社会の更なる進行、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の増加
- ・ 認知症高齢者の増加、知的障害者・精神障害者の増加
- ・ 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の考え方に基づいた計画の策定

3 計画の位置づけ

- ・ 大田区地域福祉計画と一体的に策定 他の福祉関連計画と整合を図る

4 区の成年後見制度に関する取り組み

- ・ 平成31年3月大田区成年後見制度利用促進基本計画策定(平成31年度～令和5年度)
- ・ 令和2年4月大田区成年後見制度利用促進中核機関設置(大田区社会福祉協議会と共に設置)
- ・ 令和2年8月大田区権利擁護支援検討会議設置(月1回の頻度で開催)
- ・ 令和3年8月大田区成年後見制度等利用促進協議会設置(年2回の頻度で開催)

5 区の現況

- ・ 大田区の統計から見える現状
- ・ 大田区の成年後見制度の利用状況等
- ・ 大田区地域福祉計画実態調査等

6 現状から見えた課題

○成年後見制度(権利擁護)の正しい理解と周知啓発

- ・ 区民や親族、身近な支援者の成年後見制度(権利擁護)に対する理解不足により、制度利用が必要な人に届いていなく、権利侵害につながる恐れがある。権利擁護支援の必要性和制度の正しい理解・周知啓発が必要である。
- ・ 区民の成年後見制度の認知度はまだ十分とは言えず、知らない人の割合が多くなっている。財産の有無等に関わらず、成年後見制度の意義や制度の効果への正しい理解が必要である。

○本人主体の意思決定支援の浸透

- ・ ノーマライゼーションの理念に基づく「意思決定支援」があるが、区民・支援者・後見人等に浸透していない。支援者向けに本人を主体とした意思決定支援の体制整備が求められる。

○権利擁護支援を担う人材の確保

- ・ 高齢者の増加に伴い、後見人等支援者の不足が予測される。今後、区民目線の支援者としての市民後見人の活躍、身上保護を重視した親族後見人の就任が望まれる。

○地域連携ネットワークの強化

- ・ 支援機関の役割(相談や対応先)が明確でないため、早期発見をしてからの対応方法と対応先が共通理解されておらず、必要な機関に繋がるまで時間を要している。
- ・ 複合的な課題がある重層的世帯、虐待ケース・困難ケースの連携体制がまだ不十分である。(構成メンバー、初期対応チーム、支援機関の役割の明確化が必要)

○権利擁護支援の支援策の充実

- ・ 本人の状態に即した支援を行うための権利擁護支援策の選択肢が少ない。
- ・ 権利擁護支援検討会議に出されたケースから見える、本人の支援に伴う課題等を整理し、地域課題とし検討する必要がある。

7 基本的な考え方

★(国)第二期計画の優先して取り組む事項

地域共生社会の実現に向け、意思決定支援を基本とし地域に暮らす区民が、「自分らしく暮らし 互いに支え合い 多様性のある」地域づくりを進めます

○成年後見制度が、権利擁護支援のひとつの方法(手段)として正しく認識され、必要なときに適切に成年後見制度が利用されるよう、周知・啓発を推進します(★)

○元気なうちから将来に備えることで、本人の思いが尊重され、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる生活の継続を目指します。(★)

○権利擁護支援を担う人材として、多様な担い手(市民後見人、親族後見人、専門職後見人等)の確保・育成を推進します。(★)

○権利擁護支援の地域連携ネットワークを一層充実させ、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能することにより、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、早期支援に繋げる仕組みを地域全体で取り組みます(★)

8 具体的な施策

★(国)第二期計画の優先して取り組む事項

○成年後見制度(権利擁護)の正しい理解と周知啓発

- ・ 対象者別(本人向け、親族・区民向け、支援者向け)の成年後見制度の正しい理解と周知啓発のためのパンフレット作成

◆支援者向け成年後見制度(権利擁護)の理解啓発・意思決定支援研修会の開催(★)
・ 成年後見制度(権利擁護)に関する相談窓口の充実(★)

○本人主体の意思決定支援の浸透(★)

- ・ 任意後見制度の利用促進と適切な発効に向けた支援(★)

◆元気なうちに自ら備える老いじたく推進事業の拡充

- ・ 障がい等がある方の将来に備える取組み
- ・ 権利擁護支援チームによる、本人主体の意思決定支援とその浸透(★)

◆専門職等の専門的知見と法的根拠に基づいた権利擁護支援検討会議の活用

○権利擁護支援を担う人材の確保(★)

- ・ 多様な担い手(市民後見人、親族後見人、専門職後見人)等の確保・活動の促進(★)

◆市民後見人の養成方法の確立と親族後見人を含めたバックアップ体制(★)

- ・ 後見人等の選任後、本人の状態や支援状況に関する継続的な支援(★)

○地域連携ネットワークの強化(★)

- ◆成年後見制度等利用促進協議会による地域連携ネットワークの一層の充実(★)
・ 支援が必要な方を早期発見・早期支援に繋げる仕組みの構築(★)
- ・ 権利擁護支援チームの支援方針等の検討・判断をバックアップ(チームの形成支援、チーム自立支援)(★)
- ・ 本人のニーズに合う後見人候補者のマッチング(受任調整)(★)

○権利擁護支援の支援策の充実

◆首長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進(★)

- ・ 本人の状態に即した権利擁護支援策(成年後見制度以外の金銭管理や身上保護)
- ・ 後見人選任前の金銭管理等事務管理の仕組み
- ・ 居住支援施策(住まい、身元保証)や消費者被害における相談機関、専門職との連携強化

◆中核機関が重点的に取組む事項

9 計画の期間、推進体制と進行管理

- ・ 計画期間：令和6年度～令和10年度(5年間) ・ 推進体制・進行管理